

わかばこども園 重要事項説明書

(施設の目的)

社会福祉法人みつみ福祉会が設置する認定こども園わかばこども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(園の理念・方針)

子どもたちには、豊かに伸びてゆく限りない可能性があります。その子どもたちが山深い丹波の豊かな自然の中での遊びを通して、自分たちで悩み、考え、協力しあいながら健全な心と体の成長を高め合い、生きる力の基礎（心情・意欲・態度）を培うことを目標とし、恵まれた自然の中で「認め合い・高めあい・育ちあう心と体」を育成します。

(名称及び所在地)

名称及び所在地は次のとおりです。

- (1) 名称 わかばこども園
- (2) 所在地 京都府福知山市宇戸田小字宮ノ段1155番地

(入園に関する事項)

入園することができる園児は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもです。

当園に入園するときは、当園が定める所定の手続きを要します。

(提供する教育・保育の内容)

園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

(子育て支援)

園は、保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得ます。

園は、子育て支援事業として、次の事業を実施します。

- (1) 園機能開放（園庭開放・室内開放）
- (2) 施設見学
- (3) 一時預かり
- (4) 子育て相談

(職員の職種、員数及び職務内容)

園は次の職員を置きます。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 主幹保育教諭 2名
- (4) 保育教諭 配置基準を下回らない員数
- (5) 栄養士 1名
- (6) 調理員 2名以上
- (7) 事務員 1名
- (8) 嘱託医 2名
- (9) 薬剤師 1名

それ以外に、必要に応じその他の職員を置きます。

(学年及び学期)

学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わります。1年を次の3学期に分けています。

第1学期	4月	1日から	7月31日まで
第2学期	8月	1日から	12月31日まで
第3学期	1月	1日から	3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとしています。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

2 非常災害や感染症発生時その他急迫の事情があるときは、教育・保育の提供を行わないことがあります。

3 緊急災害時等の発生により保育ができない時は、臨時措置をとることもあります。

4 当園は、教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に教育・保育を提供することがあります。

1号子どもへの教育・保育の提供については、次の休業日を加えます。

(1) 土曜日

(2) 夏季休業 8月 1日から 8月31日まで

(3) 冬季休業 12月23日から翌年 1月 8日まで（年により変動あります。）

(4) 春季休業 3月21日から 4月 9日まで（年により変動あります。）

(教育・保育を提供する時間)

保育を提供する時間は次のとおりです。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯

月～金 午前8時00分から午後2時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間

月～金 午前7時00分から午後6時00分まで

土 保育ニーズに合わせて受け入れします。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開園時間の中に延長保育を提供します。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育・教育を必要とする時間

月～金 午前8時00分から午後4時00分まで

土 保育ニーズに合わせて受け入れします。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開園時間の中に延長保育を提供します。

(4) 開園時間

当園が定める開園時間は、次のとおりです。

月～金 午前7時00分から午後7時00分まで

土 午前7時30分から午後6時30分まで

※土曜日の教育・保育につきましては、実態のニーズに合わせて受け入れします。

※お願い 教育・保育のご利用に際しては、就労その他の保育が必要な時間が済み次第、速やかなお迎えをお願いします。

(利用料その他の費用等)

保護者は、居住する基礎自治体が定める利用料と、当園が定める利用料を支払っていただきます。

利用料は次のとおりです。

利用料名	年齢・認定等	金額	左記以外金額	備考
保育料	1号認定	0円	4,500円/月 500円/月	副食費 主食費
	新2号認定			
	2号認定			
	3号認定	市の条例で定める料金	-	-
絵本代	1号・新2号・2号認定	年齢ごと	400円程度	0・1・2歳児は無し
一時預かり	在宅児0～6歳	4時間未満利用 300円/時間	-	利用料に給食料を含む
		3歳未満児 一日2,700円		
		3歳以上児 一日2,500円		
預かり保育	1号・新2号認定 14時以降利用	200円/時間	300円/18時～ 19時	保育が必要な理由に該当する場合は、預かり保育料が月額11,300円まで無償です
	1号・新2号認定 休業日の利用	1,000円/日 (8時～14時)	200円/時間	緊急の場合に限る。
延長保育	2・3号利用児	300円/時間	-	認定時間を越えた時間
	保育短時間利用児	100円/時間	300円/18時～ 19時	認定時間を越えた前後の時間
保護者会費	全児	300円*12月	-	4月に一括徴収

(利用料金のお支払方法)

利用料等の各費用は、1か月ごとに計算し請求します。以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア 金融機関口座からの自動引き落とし

※ご利用できる金融機関

京都北都信用金庫本店及び各支店

イ 下記金融機関指定口座への振込（振込手数料はご負担ください）

京都北都信用金庫 岡ノ町支店

普通預金 0014152

社会福祉法人みつみ福祉会 わかばこども園 理事長 吉見直人

上記、ア・イいずれの方法も無理な場合は、現金支払いとします。

(利用定員) 利用定員は、次のとおりです。

(単位：人)

教育・保育の別		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
認可定員 利用定員	1号(教育)	-	-	-	2	2	2	6
	2号・3号(保育)	10	18	20	24	24	24	120
	合計	10	18	20	26	26	26	126

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号子どもから利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き応じます。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定します。

- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園
- (2) 卒園児の弟妹は、前号の次に優先して入園
- (3) その他の者は当園の理念に基づいて選考し入園

3 2号子ども及び第3号の子どもについては、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されます。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面(入園のしおり)により、当該子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認します。

5 退園・転園又は休園しようとする教育・保育給付認定子どもは、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願い出ていただきます。

6 当園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了します。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、基礎自治体が利用を取り消したとき

- (2) 教育・保育給付認定保護者から当園の利用の取消し(退園・転園)の申出があったとき
- (3) 基礎自治体が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(転園、休園及び卒園に関する事項)

転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行なう者等と密接な連携を行い、当該子どもに係わる情報の提供を通じて円滑な接続に配慮する。

2 本園の園長は非常災害その他急変の事情がある時又は感染症の予防上必要がある時は、それぞれ学校教育法施行規則第63条又は学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に授業を行わないこと又は一部の休業を行うことが出来る。

(緊急時等における対応方法)

園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、行政及び保護者に連絡するとともに、必要な

措置を講じます。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(非常災害対策)

園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

(虐待の防止のための措置)

園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

園は、保育・教育の提供中に、職員又は養育者による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市の児童相談所等行政機関に通告します。

(苦情対応)

園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行います。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録します。

(安全対策と事故防止)

園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備します。

2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施します。

3 園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めます。

4 園は、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。

5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、行政機関に報告します。

(健康管理・衛生管理)

園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法に準じて実施します。

2 園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努めます。

(保護者に対する支援)

園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行います。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行います。

2 園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努めます。

(業務の質の評価)

園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指します。

2 認定こども園の自己評価については、年1回行い、その結果を公表します。

(秘密の保持)

職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持します。

2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持します。

3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持します。

4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。

(記録の整備)

園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて法人の定める期間保存します。